二〇二一年 一橋大本番レベル模試(第一回) 国語

解答・採点基準

全 3 問 100分 100点満点

問題一 (四〇点)

〈現代文 児玉聡『功利主義入門 はじめての倫理学』〉

解答

問い一 一向 В 溺 С 逸話 D 矛盾 Ε 無慈悲

問い二 利己心に働きかけて倫理的行為をさせることは可能だという答え。(三〇字)

問い三 他人を助けたいのはそうしないと自分が苦痛だからだということ。(三〇字)

問い四 ホッブズの定義では他人の窮状に心を痛めて助けることも「利己的」な行為であり、そうするように命じ

るのは無意味ではないということ。(六三字)

別解 ホッブズの定義に従えばすべての行為は「利己的」なので、 最初の意見が「利他的」と呼びうる行為の存

在を前提としたのは誤りだということ。(六五字)

採点基準

- 採点に際しては、 必ず解説を参照して、許容される解答を確認すること。
- 小問ごとに、 加点法・減点法併用で採点する。 ○点以下になった場合、その問は○点とする。
- が含まれているかどうかを判断する。 「Xという内容(?点)」の項目は、答案全体がどのような文章構成であるかに関わらず、答案の一部に要素X
- 「X1とX2がYという論理関係になっていなければ、?点減点」の項目は、要素X1とX2が両方とも揃って いる答案だけを判断の対象にする。つまり、X1とX2のいずれかでも欠けている場合は、 (Yの欠けによって失点しているので、さらに減点する必要はない)。 Yについての減点
- \blacksquare 各々の採点項目について、マルかバツかの二択で判断すること。誤字脱字以外の部分点は原則として認めない

問い一(各2点、計10点)

Α 向 В 逸話 D 矛盾 Ε 無慈悲

*B「溺」の旁は、 「弱」と同形でもよい(常用漢字表で筆写の楷書字形として認められている)。

問い二 (10点満点)

- A. 「利己心に働きかけて」という内容 (5点)
- *「利己心に訴えて」「利己的な動機に働きかけて」などの書き方でもよい。
- *項目2と併せて「利己心から倫理的行為をするように促すことは可能だ」「利己的な動機による倫理的行為 を促すことは可能だ」などの書き方でもよい。
- 2. 「倫理的行為をさせることは可能だ」という内容(5点)
- *「倫理的行為」に代えて、「利他的な行為」という書き方でもよい
- *「行為をさせる」に代えて、「行為を促す」「行為を勧める」「行為するよう仕向ける」などの書き方でもよ
- *「倫理的ルールに従わせることは可能だ」という書き方でもよい。
- *「倫理的行為がなされるかどうかが大切だ」は不可とする。
- 3 「どのような答えか」という問いに答える結び方になっていなければ、
- *「…という答え。」「…という応答。」「…という反論。」などを許容する。

問い三(10点満点)

- 「他人を助けたいのは」という内容(5点)
- *傍線部の主語(「そのような一見利他的に見える動機」)が指す内容を、 特定できているかを見る。
- 2. 「そうしないと自分が苦痛だからだ」という内容(5点)
- *傍線部の述語(「実は利己的なのだ」)が意味するところを、 具体的に表現できているかを見る。
- *「自分の苦痛を和らげるためだ」という書き方でもよい。
- 3. 「どういうことか」 という問いに答える結び方になっていなければ、

問い四(10点満点)

下記のAおよびBのうち、得点が大きくなるほうで採点する。

A (本解を範とする採点基準)

- 「「利己的」という言葉をホッブズのように定義すると」という内容 (3点)
- *「ホッブズの定義では」などと簡潔に述べてもよいが、「利己的」という言葉の定義のことだと分かるよう な書き方でなければ不可。
- *何か別の言葉の定義のことだと誤解している答案は不可。
- 2 「他人の窮状に心を痛めて助ける、 という行為も「利己的」な行為に含まれる」という内容(3点)
- *「…も「利己的」な行為に含まれる」に代えて、「…も「利己的」な行為である」などの書き方でもよい。
- *「他人の窮状に心を痛めて助ける」に代えて、「困っている人に親切にする」「他人のためを思って助ける」 において「利他的になる」という言葉が実質的に意味しているところを、本文中の別の表現を用いて言い 等々の書き方でもよい。方針としては、「利他的になれと命じても仕方がない」(本文2行目)という意見
- 3. 「他人の窮状に心を痛めて助ける、という行為を命じることは無意味ではない」という内容(4点)

換えてあれば可とする。

- *「…を命じることには意味がある」に代えて、「…を有意味に命じることができる」「…を命じることは無駄 ではない」などの書き方でもよい。 また、「命じる」は「勧める」などでもよい。
- *「他人の窮状に心を痛めて助ける」について、許容幅は項目2の注意書きに準ずる。
- 「どういうことか」という問いに答える結び方になっていなければ、 1点減点。

B (別解を範とする採点基準)

- 「「利己的」という言葉をホッブズのように定義すると」という内容 (3点)
- *「ホッブズの定義では」などと簡潔に述べてもよいが、「利己的」という言葉の定義のことだと分かるよう な書き方でなければ不可。
- *何か別の言葉の定義のことだと誤解している答案は不可。
- 2. 「すべての行為が「利己的」である」という内容(3点)
- 3. 「最初の意見は「利他的」と呼びうる行為の存在を前提とする点で間違っている」と**いう内容**(4点)
- *「そもそも「利他的」と呼びうる行為の存在を前提に議論してはならない」などの書き方でもよい。
- 4. 「どういうことか」という問いに答える結び方になっていなければ、 1点減点。

二〇二一年 一橋大本番レベル模試(第一 回 国語

解答・採点基準

全3問 100分 100点満点

問題二 (三〇点)

〈近代文語文 永井荷風『江戸芸術論』〉

解答

問い一 江戸時代の美術で真に優れているのは、 迫害された平民が作った浮世絵だということ。 (三九字)

問い二 浮世絵の色彩は、褪せたように淡くて光沢がなく、まるで薄暗い行灯の明かりを見るような気持ちがする。

問い三 江戸木版画のくすんだ色彩は、作者である平民らが迫害に苦しんだことを偲ばせるが、 でも強者が専横をふるう状況は変わらないから。(六九字) 筆者の生きる現代

採点基準

- 採点に際しては、 必ず解説を参照して、 許容される解答を確認すること。
- 小問ごとに、 減点法で採点する。0点以下になった場合、その問は0点とする。

向い一(10点満点)

- 「江戸時代(十八世紀の日本)の美術の中で本当に優れているのは、浮世絵だということ」という主旨の答え でなければ、5点減点。
- *傍線部全体の要点を、理解・表現できているかを見る。
- 2. 「迫害を受けた平民(迫害を受けた町絵師)が作った」という内容がなければ、5点減点
- *「遠島に流され手鎖の刑を受けたる卑しむべき町絵師」の要点を、 理解・表現できているかを見る
- 3 「どういうことか」という問いに答える結び方になっていなければ、 1点減点。
- * 誤答例:「江戸時代の美術的光栄を後世に伝えるのは、迫害を受けた町絵師の功績だということ。」…項目1 項目2は可と判定する。

問い二(10点満点)

- 「浮世絵の色彩は」と補って訳していなければ、 2点減点。
- *「浮世絵は」は不可。
- 2. 「褪せたように淡くて光沢がない」という内容を補っていなければ、2点減点。
- *「褪めたる如く淡くして光沢なし」に当たる言葉を補えるかどうかを見る (逐語訳でなくてよい)。
- *訳文への差し込みかたは、次のようなものを許容する。
- 「浮世絵の色彩は、 褪せたように淡くて光沢がなく、まるで…ような気持ちがする。」
- 「浮世絵の色彩は、 まるで…ような気持ちがするほど、褪せたように淡くて光沢がない。」
- 「褪せたように淡くて光沢のない浮世絵の色彩は、まるで…ような気持ちがする。」
- 3. 「暗澹たる」を、 「薄暗い、暗くて静かな、どんよりとした」という意味に訳していなければ、
- *「暗い」も許容する。
- 4. 「行灯の火影」を、「行灯の明かり」または「行灯 ければ、2点減点。 (の明かり)に映し出された姿」という意味に訳していな
- *「影」を「光」または「光に映し出された姿」と解していないものは不可
- *「行灯の火」は許容する(「影」を「光」と解していると見なす)。
- 5 「…を見るの思ひあり」を、「…を見るような気持ちがする、…を見るような感じがある、 ちになる」などと自然な現代語に訳していなければ、 2点減点。 …を見てい

問い三(10点満点)

- 「江戸木版画(浮世絵) は平民(町絵師)が作った」という内容がなければ、2点減点。
- 「江戸木版画(浮世絵) れば、 のくすんだ色彩は、当時の人々が迫害に苦しんだことを偲ばせる」という内容がなけ
- *「くすんだ色彩」は「暗い色彩」等でもよい。「褪めたる如く淡くして光沢なし」の大意が表現されれば可。
- 3 「強者が横暴をきわめている状況は現代でも変わらない」という内容がなければ、 4点減点。
- *「江戸時代と同じ専制的精神は現代でも続いている」といった書き方でもよい。
- 4. 「なぜそう思うのか」という問いに答える結び方になっていなければ、 1点減点。

二〇二一年 一橋大本番レベル模試 (第一 回 国語

解答・採点基準

全3問 100分 100点満点

問題三(三〇点)

(現代文 (要約) 藤原辰史「食の空間論 フードコートで考える」〉

解答

空間の分離と後者の膨張の果てに、財布の金が市民社会の入場券になる、自由と平等に満ちた公共空間となる。 屋といった飲食空間が、市民社会とそれを支える公共空間であった。しかし、フードコートは政治空間と飲食 という人間の本源的な生命および社会行為までもそこに組み込まれつつある。 フードコートは、自由と平等と、不完全ではあるがセイフティネットまでも事実上実現しており、「食べる」 (一九七字) かつてはカフェやサロン、居酒

採点基準

- 採点に際しては、 必ず解説を参照して、 許容される解答を確認すること。
- 小問ごとに、 加点法・減点法併用で採点する。 ○点以下になった場合、その問は○点とする。
- が含まれているかどうかを判断する。 「Xという内容(?点)」の項目は、答案全体がどのような文章構成であるかに関わらず、答案の一部に要素X
- 「X1とX2がYという論理関係になっていなければ、?点減点」の項目は、要素X1とX2が両方とも揃って はしない いる答案だけを判断の対象にする。つまり、X1とX2のいずれかでも欠けている場合は、 (Yの欠けによって失点しているので、さらに減点する必要はない)。 Yについての減点
- 各々の採点項目について、マルかバツかの二択で判断すること。誤字脱字以外の部分点は原則として認めない。

(30点満点)

- 1.(フードコートには) 自由がある、という内容(3点)
- 2. (フードコートには) 平等がある、という内容 (3点)
- 3. (フードコー トには)不完全ではあるがセイフティネットまでも事実上実現している、 という内容
- *「セイフティネット」ではなく「福祉」という表現も可。
- *「不完全」「事実上」はなくても可とする。
- 4. フードコートは、本当に市民社会の空間である、 という内容 (7点)
- *「本当に市民社会の空間なのであろうか」と問いを立てていても、解答全体が「フードコー 社会の空間・公共空間である」と述べていなければ不可。 トは本当に市民
- 5. そもそも市民社会とそれを支える公共空間は飲食とともにあった、という内容(7点)
- *カフェやサロン、居酒屋といったドイツにおける事例を具体的に記述しても可とする。
- 6 フードコー *「フードコートは政治空間ではない」という内容だけでも可とする。 トは政治空間から分離され、 財布の金が投票用紙=市民社会の入場券になる、という内容(7点)